

備忘録ないしは切り抜き帳(その233)

[2023年5月24日(水)]

○今朝の東京新聞『<ザ・ニューズペーパー 紙上LIVE> 広島サミット終えたキシダ総理』が面白いので以下に転載させて頂く。「社会風刺コント集団「ザ・ニューズペーパー」の5月の紙上LIVEは先進7ヵ国首脳会議(G7広島サミット)を終えて上機嫌なキシダ総理(浜田太一)が、うっかり東京新聞で記者会見を開催。そこで鋭い質問を繰り返す記者(山本天心)の正体は…やっぱりあの人でした。

キシダ 記者会見を行います。質問をどうぞ。

記者 サミットを終えてのご感想は？

キシダ 有意義な会談ができました。万全な警備体制があったからではないかと思えます。警備には予算をかけました。いや、かけすぎました。ですので本日の東京新聞の記者会見にはSPはつけておりません。東京新聞ごときにSPはもったいない！

記者 厳重な警備体制を敷いていた中でも和歌山で爆発事件が起きてしまいました。筒の爆弾を投げられた時はどうのお気持ちでしたか？

キシダ 筒の爆弾で人の命を奪おうとか、政治を変えようとか、絶対にできません。私は筒なんかには屈しません。これからもつつましく、つつみ隠さず国民と会話をしつつ、全国つつ浦々でつつがなく講演を行っていくよう、つつしんで頑張ってまいります。ふつつかな私ではありますが、皆さまの温かい心と大きな心でつつんでいただけましたら…。

記者 「つつ」は結構です。警備の人数も多すぎるのではと言われましたね。

キシダ 広島市内は警察だらけで「石を投げれば警察に当たる」と言われるくらいでした。本当に石を投げたら、公務執行妨害で逮捕ですがね。

記者 会議が行われたホテルはいかがでしたか？ 島にあるのですよね。

キシダ そうです、橋が一本かかっている島です。橋を封鎖すればテロ組織は入ってこられません。しかし既に島に入ってから封鎖したら、首脳陣は逃げ出すことができないということです。

記者 ダメじゃないですか。今回のサミットに点を付けるとしたら何点？

キシダ …百点ですね。一番良かったのはサミットまでよくもったな、と。

記者 それ、ご自分の評価ですよ。

キシダ そらそうでしょう、長く続いたコロナ禍で不運にも一回しかサミットに出席できず、しかもそのサミットでは常に端っこに追いやられて惨めな総理がいらっしやった。そうはなりたくなかったですから。

スガ それって私のことですよ。

キシダ スガ前総理？ 何でここに？

スガ 今回のG7サミット、評価させていただいたら最低でした。

キシダ な、な、何ですか？

スガ G7サミットの国々を広島平和記念資料館に誘いながら、ご自分は平和ぶって日本を軍事国家にしようとしている。

キシダ タイム、タイム。それってTIME誌の話ですよ。ご存じなんですか？

スガ もちろん。いわばアメリカの東京新聞みたいなものですよ。

キシダ じゃ～大したことないじゃないですか。

スガ お言葉ですがキシダ総理には日本を軍事国家するのは無理です。なぜならあなたはハト派ですよ？

キシダ ポロッポ～。

スガ (ハトで)ごまかさないでください。ウクライナを何とかしたいお気持ちは分かりますよ。今回のG7サミットでも一番のテーマでした。しかし、日本は憲法上ウクライナに武器は送れませんからね。

キシダ 分かっています。ですから武器よりもっと破壊力のあるものを送ろうかと。

スガ 何ですか？

キシダ タカイチサナエです。怒るとおっかないですよ～。

スガ 真面目にお答えください！ ところで、このコント大丈夫ですか？

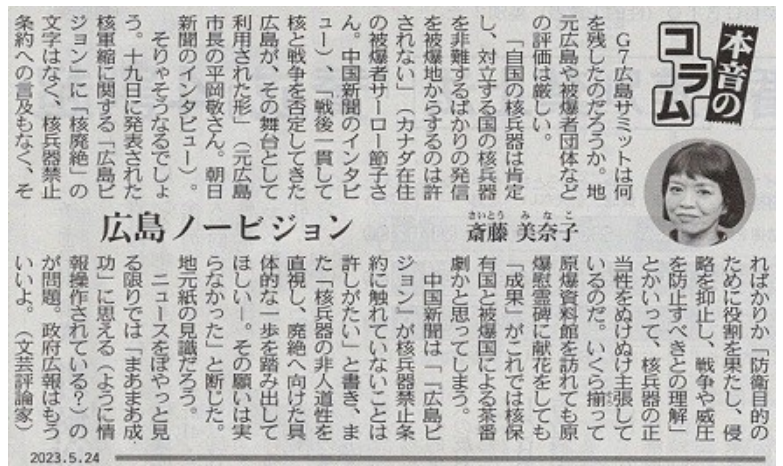


(左) スガ前総理 (右) キシダ総理

キシダ はい。東京新聞大炎上間違いなし！
スガ ダメだあー！ **キシダ** 解散します！
〈はまだ・たいち〉 1964年生まれ、埼玉県出身。持ちネタはキシダ総理のほか稲田トモミ、細野ゴウシなど。

〈やまもと・てんしん〉 1962年生まれ、愛媛県出身。持ちネタは、スガ前総理のほかレンハウ、河野タロウなど。」

- 同じく今朝の東京新聞から斎藤美奈子氏の本音のコラム『広島ノービジョン』を転載させて頂く。ちなみに今朝のテレ朝のモーニングショーで田崎史郎氏は「G7広島サミット」は成功であったと評価しておられた。



本音のコラム
G7広島サミットは何を残したのだろうか。地元広島や被爆者団体などの評価は厳しい。「自国の核兵器は肯定し、対立する国の核兵器を非難するばかりの発言を被爆地からするのは許されない」（カナダ在住の被爆者サーロー節子さん。中国新聞のインタビュアー）、「戦後一貫して核と戦争を否定してきた広島が、その舞台として利用された形」（元広島市長の平岡敏さん。朝日新聞のインタビュアー）。そりやそつなでしよう。十九日に発表された核軍縮に関する「広島ビジョン」に「核廃絶」の文字はなく、核兵器禁止条約への言及もなく、そればかりか「防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、戦争や威圧を防止すべき」との理解とかいって、核兵器の正当性をめげぬ主張しているのだ。いくら揃って原爆資料館を訪れても原爆慰霊碑に献花しても「成果」がこれでは核保有国と被爆国による茶番劇かと思ってしまう。中国新聞は「広島ビジョン」が核兵器禁止条約に触れていないことは許しがたい」と書き、また「核兵器の非人道性を直視し、廃絶へ向けた具体的な一歩を踏み出してほしい」。その願いは実現できなかった」と断じた。地元紙の見識だろう。ニュースをばやっと思える限りでは「まあまあ成功」に思える（ように情報操作されている。）の問題。政府広報はもういいよ。（文芸評論家）
2023. 5. 24

[2023年5月28日(日)]

- 昨日の東京新聞社説『盛り土規制法「人命最優先」の意識で』を以下に転載させて頂く。「2021年7月の静岡県熱海市の土石流災害を教訓に成立した盛り土規制法が26日施行された。運用を担う自治体は盛り土の災害から「人命を守る」ことを最優先に、早期に災害の芽を摘む対策を徹底しなければならない。熱海では県条例の届け出量を大幅に上回り、排水対策も不十分な盛り土が長年放置され、記録的な大雨で崩落。集落を直撃し関連死を含め28人が亡くなった。県や市は危険性を認識しながら連携不足や縦割り意識の中で、造成業者に撤去を命じるなどの強い対応をとらなかった。多大な犠牲と、2年近くがたった今も100世帯以上が避難を余儀なくされる現実、行政の不作為や対応の遅れが取り返しのつかない事態を招きかねないことを示している。盛り土の災害から国民の命を守ることを目的とした初の規制法には、そうした教訓が反映されている。土地の用途にかかわらず、盛り土が被害を及ぼすおそれのある区域を知事らが指定し、区域内の造成は許可制となる。土地所有者らに盛り土を安全に維持する責任も課した。その要は隙間のない規制と、実務を担う自治体が危険な盛り土を見つけた際には踏み込んだ対応を求めている点にある。例えば造成業者が改善命令その他の行政処分に応じない場合などに、代わりに是正する行政代執行を躊躇なく迅速に行えるよう手続きを簡略化できる特例を設けた。自治体向けの運用指針では、業者から費用を回収できないときの公費投入を避けようと代執行をためらうことを戒め「人命の擁護を最優先」にするよう、職員の意識改革を求めている。指針では規制基準未達の規模の盛り土を繰り返す脱法的なケースも想定。場所や時期、事業者などの状況によって行政処分の対象となることも明記した。新たな法規制で自治体の責任も大幅に増す。国は区域指定の調査や監視対策、代執行の費用などさまざまな面での支援を充実させてほしい。住民との連携も欠かせない。熱海の災害後、静岡県は通報窓口の「盛り土110番」を設置。昨年度までに138件の情報が寄せられこのうち11件が新たな不適切盛り土の把握につながった。今春からは啓発や非常時の避難に備え、県内の不適切盛り土の位置もホームページで公表している。他県も対策の参考にしたい。」
☎ 先日、伊豆半島を旅行する機会があったが、半島を東西に横断するバスの車窓から熱海の土石流災害現場と非常によく似た盛り土造成地を見かけた。静岡県の監視体制が甘いのか、他県でも同様なのか、大いに気になるところである。
- 今朝の東京新聞社説『週のはじめに考える コメと日本国憲法』を以下に転載させて頂く。「間に合わなかった、手遅れだ、という時に使われる慣用句に「遅かりし、由良之助」があります。でも実は、大星由良之助が出てくる歌舞伎『仮名手本忠臣蔵』にそのままの台詞はありません。同様に「基本だよ、ワトソン君(Elementary, my dear Watson)」も名探偵ホームズの決まり文句として知られていますが、ドイルの原作には1回も出てこないのだとか。閑話休題(それはともかく)。この「基本」や「基礎」という言葉には初歩的なこと以外に、何かを支える土台といったニュアンスがあります。では私たちが生きる上での基本、基礎とは何でしょう。聖書の「人はパンのみにて生きるものに非ず」は一面の真理ですが、命の基(もと)となるとやはりパン、つまりは食ということになるでしょう。◆不安な日本の食料事情 最近、世界的にその食の危機が言われています。地球温暖化による異常気象やコロナ禍に、ロシアのウクライナ侵攻という暴挙が重なって農産物は生産、物流の両面で深刻な打撃を受けており、食料安全保障という言葉もよく見聞きするようになってきました。1965年度に70%以上だった日本の食料自給率(カロリーベース)は2021年度で38%。先進国でも最低水準の数字です。さらに深刻なことに、トウモロコシなど家畜用のエサも野菜の肥料も大半を輸入に依存しています。「安全保障」ですからそうした輸入が何らかの要因で途絶するシナリオも考慮すべきでしょう。

もし肉も野菜もないなら、頼りになるのはやっぱり主食のコメ。さすがに自給率もほぼ100%です。しかし、経済産業研究所のサイトに山下一仁・上席研究員が書くところによれば、全然安心などできません。終戦直後の食糧難の時代、配給米は標準的な人で1日2合3勺だったそうです。それでも国民は飢えたわけですが、同じだけのコメを配給しようとすると玄米で1600万トン必要。ところが現在の生産量はピーク時の半分以下の670万トンにすぎず、備蓄米を含めても800万トン程度しかない。計算上では、国民に全量を均等に配給しても「半年後には全国民が餓死する」というのですからぞっとします。◆**平和主義が輸入を守る** これが、国が長年の減反政策によってどんどん水田を減らしてきた結果です。価格維持など一応の理屈はあるにしても日本人の食の「基本」「基礎」たるコメの生産基盤をここまで痩せ細らせるべきだったのでしょうか。宅地などに転用された農地を元に戻すのは簡単でなく、作付けから収穫までに時間も要します。輸入途絶の危機が迫ってからジタバタしても到底間に合わない。それこそ「遅かりし由良之助」とならぬよう、早めに手を打つべきでしょう。もっとも、農水省にその気はないのか、輸入途絶でも朝昼晩の三食をイモ中心にすれば最低限のカロリーはとれると主張しています。十分な主食の確保をあきらめた「開き直り」にも思えます。もちろん、そもそも輸入が途絶えるような事態を招かないことが肝要です。自然災害や疫病はともかく、戦争は人が防げるのですから、第一に考えるべきは自国が戦争をしたり、巻き込まれたりしないことでしょう。なのに、ここ何代かの政権は安保法制の整備やら敵基地攻撃能力保持の方針やら、戦争に近づくような振る舞いばかり。食料などの輸入途絶が簡単に命取りになる脆弱な国だという自覚がないのでしょうか。さらに言えば、自国だけでなく他国の戦争も防ぐため、平和外交に注力すべきです。通商上、死活的な海上交通路が断たれたら即、国民の食が危機に瀕するのですから。そう考えてくると、私たちのもう一つの大事な「基本」や「基礎」が見えてきます。そう、日本国憲法に基づく平和主義です。◆**暮らしを支える「基礎」** 思い出したのは、女性国務長官が主人公の米ドラマ『マダム・セクレタリー』のあるエピソード。閣僚らが合衆国憲法を順守したことで危うく国家が守られるという話なのですが、本筋とは関係なさそうで実は巧みな比喻になっている(と思われる)ユーモラスな場面が印象に残っています。大寒波で破裂した水道配管を修理するため主人公の自宅にやってきた業者の男性が、国務長官とその夫を相手に「蛇口を開けたままにしてなかったのか？」などと説教を始め、こう語るのです。「基礎は忘れられがちだ。みな明るい世界で安穩と過ごし、家の構造になど目も向けない。パイプの神聖さに、な。だが、重要な物は壁の中にある。基礎が家を支えているんだ。忘れるな」 妙に胸に響く台詞です。」

- 今朝の朝日新聞天声人語『動物の言葉がわかるには』も以下に転載させて頂く。「スキスキスキスキー。早朝に自宅の窓を開けたら鳥の鳴き声が聞こえてきた。はっきりした「発音」に驚きつつ双眼鏡を手に見渡すといいた。集合住宅の屋上で胸にネクタイのような黒い線があるシジュウカラが鳴いていた。▼この鳥を追って18年になる鈴木俊貴さん(39)は、1年の半分以上を森林で過ごす。ピーツピやジャージャーなど多様な鳴き声を観察・分析。「シジュウカラは言葉を話す」と証明した論文は国際的な注目を集めた。▼鈴木さんを訪ね、動画を見ながら「通訳」してもらった。巢の外で鳴く親鳥はヒナに巣立ちを促しているそうだ。急に鳴き声が変わったのは敵が来るとの注意喚起だという。直後、巢の下を猫が通った。▼この春、東大先端科学技術研究センターに世界でも珍しい「動物言語学」の研究室を開き、鳥以外の動物へも対象を広げた。「人間だけが言葉を持ち、動物は感情で鳴く」という考え方を覆したいという。動物の言葉を理解するには人間の価値観から離れるべきだとも。▼動物語というドリトル先生が頭に浮かぶ。彼は200年前に、賢いオウムから鳥語を学んだ。それを端緒に犬語や馬語などを習得したが、最初に教えを請うたのは「鳥のイロハ」だった。どうやら先生も人間を中心に考えていたようだ。▼地球上で人間は特別でも偉くもないと自覚すれば、自然や環境保護への姿勢も変わるのではないか。シジュウカラを突破口に、無限の豊かさや共生の道が開けるかもしれない。」 ☎ 2016/5/25発行の文藝春秋6月号に『鈴木俊貴(京大大学生態学研究センター研究員)：シジュウカラにも言語があった』と云う気になる一文があったことを以下のサイトで紹介しているので参照されたい。 <http://sismosocial.web.fc2.com/HigashinipponEQ44.pdf>

[2023年5月29日(月)]

- 今朝の産経新聞主張『入管法改正案 長期收容の是正を確実に』を以下に転載させて頂く。「外国人の收容・送還に関するルールを見直す入管難民法改正案の参院審議が大詰めである。不法残留する外国人を強制退去させることが難しく、入管施設での收容が長期化している現状を改める措置だ。残留目当てで難民申請を悪用することがないよう、無制限だった申請回数を原則2回にすることなどが柱である。不法残留者であっても人権に配慮すべきは当然だが、その一部が治安を脅かしている現実から目をそらすわけにはいかない。厳正な出入国管理は国家の責務だ。改正案は2021年に一度、国会に提出されたが、野党の反発で廃案になった。

改めて出された法案を再び先送りしてはならない。確実に成立させてもらいたい。不法残留者は約7万人おり約4000人が母国への送還を拒んでいる。このうち約1400人は逃亡中だ。入管施設から仮放免された者を除くと、2022年末時点の長期収容者は約250人である。難民申請の回数に制限を設けるのは、殺人などの重大犯罪者であっても申請中は国外退去させることができないからだ。難民を偽装して申請を乱発しないようルールを是正するのは妥当である。収容の長期化を避けるため、本人の生活状況を報告する監理人を付けた上で施設外で処遇する監理措置制度も新設する。監理人は対象者の親戚などが想定される。一時的に収容を解除する現行の仮放免制度は、身元保証人が法的義務を負わないなど逃亡防止が不十分だ。このため新制度は本人と監理人に届け出義務を課す。効果的に運用しなければならない。改正案はまた、難民認定基準に満たなくても難民に準じた「補完的保護対象者」として在留を許可する制度導入を盛り込んだ。紛争地から逃れた人などが対象だ。ウクライナから避難した人は法相の裁量で特例的に定住資格を与えられている。だが、台湾有事の可能性などを見据えれば、避難民を確実に保護する法整備を進めておくことが重要だ。忘れてはならないのが行政の責任である。名古屋市の施設でスリランカ人女性が亡くなった際には入管行政への信頼が失墜した。不法残留者の中には母国に送還されれば迫害の恐れのある人も当然いる。個々の実情をきめ細かく見極めて制度を運用する。法改正と同時にその点を徹底してほしい。」
☞ 一見して正論のように見えるが産経新聞の主張は『性悪説』に満ちているようで好きになれない。難民保護のために人道的な制度を準備するのが先であって、不法残留者への対処法を考えるのはそのあとの話ではないだろうか。

[2023年5月30日(火)]

○今朝の東京新聞社説『裁判記録の廃棄 「国民の財産」 守らねば』を以下に転載させて頂く。「神戸連続児童殺傷事件などの裁判記録が廃棄された問題で最高裁が調査報告書を公表した。原因は裁判所の保存に対する消極姿勢だ。記録は「国民の財産」との意識を持ち保存を徹底すべきだ。歴史的な価値があり、社会の注目を集めた少年事件の記録は永久的に保存される。「特別保存」という規定である。2020年には「日刊紙2紙以上に記事掲載」などの運用上の要領が通知された。だが1997年の神戸連続児童殺傷事件では、神戸家裁の担当者が特別保存を検討したものの、少年事件が非公開の審理であることと記録庫の狭さなどから廃棄していた。この事態が発覚し、最高裁は廃棄された少年事件や、憲法判例となった民事裁判など計104件の裁判記録を調査した。報告書によると、要領の策定前に廃棄されていた85件の中半では廃棄時に重大事件が含まれている認識がなかったという。あまりにお粗末である。「後世に引き継ぐべき記録を、多数失わせたことに深く反省し国民の皆さまにおわびする」と最高裁が謝罪したのは当然である。原因は「少年記録はプライバシーの問題から原則は廃棄と考えていた」「特別保存は例外中の例外」と受け止められていたことなどだ。過去に最高裁自身が特別保存の記録が膨大にならない対策を各裁判所に求めてもいた。この不適切な対応にも起因する。問題は再発防止策である。報告書では「裁判記録は『国民の財産』」との理念を保存規定に盛り込むことや保存のために、法学者や公文書の専門家らでつくる第三者委員会の設置も挙げた。保存スペースが不足する問題では、国立公文書館への移管も検討するとした。ITも活用したらどうか。無制限の書類保存ができる。ずさんな管理・廃棄を許さぬ運用にしてほしい。重要な裁判記録は、学術研究や事件検証などに活用できる公共の財産である。過去に廃棄された重要な憲法判断を下した裁判記録の復元にも努めるべきである。自衛隊の合憲性をめぐる長沼ナイキ訴訟。沖縄の米軍用地の代理署名訴訟。三島由紀夫の小説「宴のあと」を巡るプライバシー侵害訴訟…。たとえ困難を伴うとしても、憲法解釈を巡り国民が提訴し、争った記録が捨てられたままでは到底納得できない。」
☞ 最近、わが国の政治家や公職にある人々のことを信用できないと思い始めた理由の一つは、公的資料の管理が杜撰なことであった。裁判記録の廃棄は、後々禍根を残すことを嫌ったためであろうが、そんなことが許されるはずがない。黒塗り(のり弁)の資料公開などもその範疇に入っているが、優秀な官僚諸氏のすることとは思えないので恐らくは政治家の指示によるものであろう。とても残念で悲しいことであるが、わが国は経済や学術・文化だけでなく道徳の側面からも衰亡に向かっているのではなかろうか。

[2023年5月31日(水)]

○今朝の朝日新聞社説『研究者の雇用 魅力ある環境が必要だ』を以下に転載させて頂く。「雇用期間に関わる法施行から10年がたち、研究者が「雇い止め」になる例が相次いでいる。研究現場に悪影響を与え、日本の研究力低下に拍車をかける。理化学研究所では今春、有期雇用が通算10年を超える研究者ら203人のうち97人の雇用が継続されなかった。大学の教授職に相当するチームリーダーと呼ばれる研究者も複数いた。文部科学省の調査では昨年9月現在、大学や研究機関に今春10年になる人は12,137人いたが、引き続き雇用が確保で

きる見込みは半数に満たなかった。10年を超えたら期限を設けない職に転換させる施策が、逆に雇用を不安定にしている。背景には人件費に使える研究費が安定して確保できないことがある。恒常的な予算から分野を決めて短期間しか出さない資金に重点を移してきた政策が元凶だ。文科省は「無期転換を避けた雇い止めは望ましくない」とするが予算が伴わねば口先に過ぎない。雇用が不安定だと次の職を得るために短期間で成果が得やすい小粒な研究に流れ、画期的な成果があるかも知れないが確実ではなく時間もかかる本格的な研究には取り組みにくい。飛躍的な成果の芽は摘まれる。注目度の高い論文の数で日本は12位に陥落した。政府が重点分野を決めて短期的に予算配分をする「選択と集中」政策の失敗は明らかで指摘され続けている。だが危機感薄い。大学に対して財界は企業が取り組むべき実用化に向けた研究まで依存しようとし政府もそれを求める。日本の研究力や企業の技術基盤を弱める政策だが研究者の冷遇を続ければそれさえもままなるまい。研究者になれる実力があっても官庁や企業に就職すれば安定した職と収入が得られる。公務員や会社員になれば、目立った成果は出なくてもいきなり失職はしない。失業も覚悟の上で学者を目指すよりも安定を求めるのは当然で、博士課程に進学する学生は減り続けている。競争は必要だが、使い捨てでは「頭脳」の海外流出も進むだろう。企業も研究職のポストを拡充して「頭脳の循環」への貢献を高め、高い教育と訓練を受けた博士号取得者の受け入れを研究職以外でも広げるべきだ。それがセーフティーネットにもなれば、若者が研究者を目指しやすくなるだろう。魅力ある環境に人材が集まる。実際、有期雇用を昨春やめた産業技術総合研究所には優秀な就職希望者が増えた。能力ある人材がそれに応じた待遇を得られる社会構造にしなければ、政府が目指す科学技術立国は遠ざかるばかりだ。」



- 東京新聞筆洗『三塁に生まれた選手』を以下に転載させて頂く。「かつての本塁打王、ハンク・アーロンが言っている。「野球の中で最もエキサイティングなプレーは三塁打である」自分の18番の本塁打ではなく三塁打こそが野球の「華」だという。▼野球ファンの多くが同意するだろう。三塁打は難しい。まず大きな当たりが必要だ。加えて全力疾走。外野手がクッションボールの処理を誤る幸運も必要か。それでようやく三塁上にたどりつける。▼英語の表現に「三塁生まれ」(born on third base)というのがある。自分で打ち、走ったわけではなく、親の富や力によって生まれた時から恵まれた三塁にいる人。そんな意味である。▼岸田首相が首相秘書官だった長男の翔太郎さんを交代させる。首相公邸で忘年会を開くなどの不適切な行為が問題となつての更迭である。▼何でも野球にたとえるのは小欄の悪い癖だが、こんなプレーを想像する。せつかく三塁に生まれた選手。自分で三塁打を打った気になったか、浮かれて塁から大きく離れ、投手のけん制球でアウト。首相が自分のせがれを首相秘書官に起用すれば、世間のけん制球はどうしたって厳しくなるが、それが分からなかった。▼うかつな選手を起用した監督の責任は重い。明らかなアウトなのにこの監督、わが子かわいさからか、待てば判定が変わるかもと対応が遅れた。観客席から大きなブーイングが上がる。」



- 同じく東京新聞に掲載されていた佐藤正明氏の風刺漫画を右に転載させて頂く。今朝の東京新聞は社説でも『首相秘書官更迭「公私混同」を猛省せよ』を取り上げていたが、どうみても社説で論じるほど中身のある話ではない。

- もう一つ、今朝の東京新聞こちら特報部『マイナ保険証の資格確認はNTTの光回線で独占状態…反発されても政府が推進をやめないことと関係は?』も以下に転載させて頂く。「健康保険証とマイナンバーカードを一体化した「マイナ保険証」。別人の情報が表示されたり不具合で全額払いを余儀なくされるトラブルが報告されているが、そもそもマイナ保険証を使ったオンライン資格確認にも疑問が。事実上NTTの光ファイバー通信の独占状態な一方、導入が難航するケースも少なくなく、医療機関側の不満も強いからだ。拙速なマイナ保険証化への反対世論も強まる中、政府がかたくなに推進する背景に利権のにおいはないのか。

◆「NTT光回線以外の選択肢がなかった」マイナンバーカードと一体化された健康保険証のオンライン資格確認が今年4月に義務化された。その「オンライン」部分たる回線はほぼNTT光回線の一択となっている。だがそれが、医療機関の現場で困惑を広げている。「もともとは光回線を入れられない建物だったが、何とか工事してもらった」東京都江戸川区で歯科医院を開く扇山隆さん(57)は昨年



薬局にある「マイナ保険証」受付機器。まだ利用者は少ない＝東京都内

12月のシステム導入時の苦勞をこう語る。もともと、医院では電話線を使用した「ISDN」を利用。2024年1月にISDNはサービスが終了するが、建物との位置関係などの理由で、以前から業者に「光回線を引くのは難しい」と言われていたという。「オンライン資格確認の義務化では、当初は光回線以外を考えた」というが「システム業者から『オンライン資格確認は原則、NTT光回線でない』と言われ、それ以外の選択肢がなかった」と振り返る。国は導入に際し補助金を出しているが全部はまかなえず自己負担分が出た。4月以降、同院で顔認証付きカードリーダーを利用した資格確認は全体の1.2%。全国で、健康保険証とマイナカードとのひも付けの際の誤入力が判明して以降は「結局は紙の保険証で確認せざるを得ない。システム自体の信用がなくなった」とあきれられる。北九州市小倉区で100年以上続く歯科医院の院長を務める杉山正隆さん(61)は、システムを申し込んでいるがまだ導入完了していない。現在NTT以外の光回線を使用しているといい、「回線がシステムに適合しているか調査が必要で、料金は15~30分で2万円以上かかると言われた。すべてが決められた回線や高い価格で進められておりぼったくりでは、本当に導入するべきなのか悩んでいる」と不信感を募らせる。

◆**他社の光回線でもNTT関連企業がほぼ必須** オンライン資格確認システムにはNTT東日本、西日本のフレッツ光の「IPv6(最新のインターネット通信規格)」というオプションの契約が必要だが、他社の光回線を契約している場合でも利用することは可能だ。この場合、別に機器を設置したり、ネットワークサービス契約を結んで月額数千円の利用料を支払う必要がある。これらのサービスを提供するのもほぼNTTの関連企業だ。対象となる医療機関や薬局は計20万以上。「NTTが独占的にシェアを握っている。NTT光回線以外でも可能ではあるが接続が難しかったりスムーズでなかったりして結局、NTTの回線に変えているケースもあると聞く」と話すのは東京保険医協会の岩田俊・広報部長。「回線自体が不安定で医療に持ち込むには疑問があるのに、あいまいなまま一気に進んでいる」とマイナ保険証やオンライン資格確認義務化に突き進む一連の政府の姿勢を危ぶむ。「医療機関の要望ではないのにNTTが提供している回線を使い、それがないと保険証の確認ができない。資格確認システムは大量の患者データを収集する回線を敷設するのが目的であり、NTTに医療の金を持っていくという政府による一時的な企業救済でしかない」

◆**必要な技術を提供できる企業がNTTだった?** それにしてもなぜ、オンライン資格確認の通信回線の提供は、NTTが独占的な状況になっているのか。オンライン資格確認の通信回線について議論した昨年8月の厚生労働省の審議会で、医療介護連携政策課の水谷忠由課長は、セキュリティ一面を理由に挙げてこう説明した。「悪意のある第三者からの攻撃による情報漏えいがないようにするため、オンライン資格確認で用いる医療機関等のネットワーク回線は、基本的には(IPv6を前提とする)IP-VPN方式、すなわち通信事業者が独自に保有する閉域のネットワークを原則とした」この技術を提供できる主な企業がNTT東西だったという。改めて厚生労働省の担当者に聞くと「通信事業各社に技術的な要件であるIP-VPNを提供できるか聞き取りしたところ、できると答えたのがNTTをはじめとする事業者だった。(KDDIなどを)排除したわけではない」と話す。

◆**NTTと言えば…接待攻勢や大規模通信障害が問題に** ただ、こうした説明をうのみにできない状況もある。気になるのがNTTグループと中央省庁との密接ぶりだ。オンライン資格確認の所管は厚生労働省ながらNTTグループはマイナンバーカードの基盤をつくっている主要企業体の一つで、マイナンバー政策を進める総務省やデジタル庁とも関係が近い。近年では、同省やデジタル庁の幹部らにNTTが接待を繰り返していたことが問題となった。また、総務省所管でマイナンバー事業の中核を担う「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」に社員を外向させているNTTグループをはじめとする各社が、2014~20年度に機構が発注したマイナンバー関連事業の約8割に当たる1140億円を受注していたことも、本紙の取材で判明している。こうした官民接近の疑わしさの一方で、肝心のNTTの通信インフラとしての能力にも疑わしさが残る。NTT東西とも4月に光回線のネットサービスなどで大規模な通信障害を起こし、総務省から行政指導を受けたからだ。さらにNTT西は、指導を受けた直後にも大阪府と兵庫県の一部エリアで固定電話が利用しづらい障害を起こした。もしこうした通信障害が起きた場合、従来の保険証が廃止されマイナ保険証しか持っていなければオンライン資格確認ができなくなり「全額請求」されかねない。現実に医師らでつくる全国保険医団体連合会(保団連)の調査では、登録データの不備などでマイナ保険証しか持たない初診の患者が「無効」と表示されたことを理由に「いったん10割負担」を請求されたケースが204件起きている。厚生労働省の担当者は、「初診でなければ以前の受診情報で本人確認を取れるので10割を請求されることは考え



健康保険証廃止に反対を訴える医師ら=28日、名古屋・栄で



高額接待問題で、衆院予算委で答弁する武田総務相。奥左は東北新社の中島信也社長、同右はNTTの澤田純社長(いずれも当時)=2021年3月16日、国会で

にくい、まったく初診の場合は医療機関の判断となる。基本的には紙の保険証の紛失時と同じ扱い」と、いったん全額請求される可能性はあると話す。

◆不具合連発だけでなく、官民癒着はないのか 不具合やトラブルを繰り返すマイナカード事業に見え隠れする官民癒着の懸念がぬぐえぬまま、政府は31日にも参院地方創生・デジタル特別委員会で、健康保険証の廃止を含めたマイナンバー法関連改正案を通そうとしている。ジャーナリストの青木理氏は、こうした状況を日本全体の地盤沈下と重ねてこう危ぶむ。「五輪や給付金事業もそうだが、ここ30年で日本の大企業が競争力を失っていく中で、公金にたかる構図が浮き彫りになった。資本家や政治家ら既得権者が沈んでいく船の配分争いをしている。マイナンバー事業はその象徴的な例に見える。国民は不要なものを押しつけられ、そのつけを払わされている」◆デスクメモ 官公庁の入館証、学校の登下校管理、オンラインでの銀行取引やショッピング…政府の掲げるマイナカード利用は生活のあらゆる場面に及び、セキュリティも重要だ。となると、オンライン資格確認にかかわる「独占」だけで済むとは思えない。そしてその利権は巨大なものになる。」

[2023年6月1日(木)]

○昨日の毎日新聞『難民審査は「参与員ガチャ」 現役参与員が語る不認定が「楽」な闇』を転載させて頂く。

「現在の難民審査参与員制度は参与員によってあまりにばらつきがある。まともな参与員に当たらないと

認定されない。まるで『参与員ガチャ』だ」——。入管法改正案の審議が国会で続く中、出入国在留管理庁による1次審査で難民不認定となり、不服を申し立てた外国人を再審査する難民審査参与員制度のあり方が課題に浮上している。5月23日の参院法務委員会に参考人として出席した元参与員の阿部浩己・明治学院大学教授は委員会後の記者会見で「参与員は難民認定の専門家ではない。有識者と名前はついているが、難民認定については全く経験していない。審査の研修すら受けていない。あくまでそれぞれの分野での専門家だ」と指摘した。毎日新聞は現役の難民審査参与員4人に取材し、匿名を条件に制度に対する課題を語ってもらった。参与員により経験や知識に大きな差

入管庁のホームページによると、参与員は法律または国際情勢に関する学識経験者の中から任命され、3人で班を構成。難民申請が却下された申請者に対して口頭意見陳述や質問等の審理手続きをする。非常勤の国家公務員で参与員が多数決で決めた意見を法相が尊重して、難民と認定するかどうか最終判断する。法曹関係者で難民認定すべきだとの意見を積極的に出しているという参与員A氏は、難民認定の明確な基準が参与員に示されていないことを問題視し、参与員による判断のばらつきがあると指摘する。「国際人権法や難民条約の何に、どう沿って判断をするかなどの基準が入管から示されていない。運用は班に任せられ、班によって相当判断が違う」と話す。学識経験者の参与員B氏は「裁判官や検事出身などの法曹関係者は、申請者の国家がきちんと機能しているという前提で話を進める。難民が来るのは破綻した国家から。申請者に対して『どうして警察や裁判に訴えなかったのか』と問い詰めるが、国によっては警察が迫害主体になっていたり、裁判が政治にまみれていたりする。紛争国や途上国に対する見識をお持ちでない」と語る。別の学識経験者の参与員C氏は「口頭意見陳述で、ある国際協力に携わってきた参与員は、自分の経験だけで申請者の訴えに『そんなことはあり得ない』と詰めていた。はなから難民該当性を否定にかかっているように見えた」と訴える。B氏は、参与員の知識や経験不足を解消するために入管庁に参与員へのトレーニングや審査事例の共有を求めてきたが、実現していないという。「植民地支配の歴史や紛争地の現状に対する知識が不足していたり、途上国に関わった経験が全くなく、紛争地を想像できなかつたりする法曹関係者がほとんど」と指摘する。A氏も、「難民条約について知識を持っていない参与員がいることは確か。参与員の中に共通の認識がない」と語り、研修がないことに対して危機感を募らせる。あまりに低い難民認定率

現役参与員のD氏は「難民該当性を決定的に証明することは難しい」と語る。一方、A氏はDV(ドメスティックバイオレンス)の被害者が決定的な証拠を持っていないことと同じように「拷問など証拠がないのは当たり前。当局が拷問してその記録を本人に渡すわけがない。客観的に証言が不自然ではないかが判断基準」と話す。参与員にとっては、不認定が「楽」 A氏は「嫌な言い方をすれば、不認定の方が参与員にとって楽」と審査のシステムに疑問を呈す。B氏は「不認定になった1次審査の書類には、



入管法改正案に反対してプラカードを掲げるなどして行進するデモの参加者たち=東京都渋谷区で2023年5月21日



記者会見をする阿部浩己・明治学院大学教授=参院議員会館で2023年5月23日

複数の不認定の理由が書いてある。再審査で認定の意見書を作るには、それに一つ一つ反論することが求められる。数十時間の作業になる」と語る。不認定の場合は「入管の用意する書類に『異議無し』と述べればいいだけ」という。事前に資料を精査したり、意見書を執筆したりする時間も含めて期日1回分の報酬は2万円強だという。C氏は「こんなアルバイトみたいなことなら、気楽にやろうって人が当然増えてくる」と指摘する。現在審議中の入管法改正案では、3回目以降の難民申請者は強制送還が可能になる規定がある。A氏は、改正案を率直に「怖い」と語る。「2回、3回と申請して認定される人もいる。改正案では難民認定されるべき人が取りこぼされてしまう」と話す。C氏は「国から独立した、専門知識を持ちトレーニングを受けた人による新たな機関が必要だ」と訴えた。(署名記事)

○今朝の東京新聞こちら特報部の『難民審査に携わる「参与員」たちが怒った、不可解な実態も暴露』なる記事を以下に転載させていただく。「入管難民法改正案の審議が大詰めを迎える中、難民申請の審査に関わる難民認定参与員たちが30日夜記者会見を開いた。参与員がまとまって会見するのは異例だ。政府が改正の根拠に「申請者に難民がほとんどいない」という特定の参与員の発言を取り上げていることに異論が続出した。難民認定制度の適正な運営に疑問が膨らんでいるのに、申請回数を事実上制限する法改正をしいいいのか。

◆**語られた「違和感」** 会見場となった東京都心の貸し会議室に難民審査参与員6人がずらりと並んだ。オンライン参加の参与員経験者と合わせ7人。「職責を全うしようとする参与員を愚弄している」「大変驚愕した」憤まんやる方ない様相での発言が続いた。会見は終了予定を1時間超過した。それでも怒りが収まる気配はなかった。矛先はNPO法人「難民を助ける会」の名誉会長で2005年から参与員を務める柳瀬房子氏の発言だ。2021年の衆院法務委員会の参考人招致で「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません」政府が改正のよりどころとするこの言葉に、他の参与員たちが違和感を唱えたのだ。2015年から参与員をする中央大の北村泰三名誉教授(国際法)は「ふに落ちない。全然違う」と首をひねった。千葉大の小川玲子教授(社会学)も「申請に来る人は難民申請のプロではない。きちんと状況を説明できず参与員が拾えていないケースがある」と、自身の経験と柳瀬氏の発言との乖離を語った。

◆**不可解「入管当局が参与員に割り振る件数の差」** 参与員は入管当局の1次審査で難民不認定となった人の2次審査に関わり意見を述べる。現在111人。通常3人で1組の常設班に分かれ、月に数回集まって審査する。会見参加者らが口にした違和感の対象には、入管当局が参与員に割り振る件数の差もある。柳瀬氏は2005～21年に約2000件の対面審査をしたが、難民認定をすべきだと意見したのは6人と説明していた。認定率は1%に満たない。また、出入国在留管理庁が今国会に提出した資料で、柳瀬氏が2021年度に1378件、2022年度に1231件を担当し、全体の2割以上が同氏に集中していたことも明らかになった。一方、会見に応じた7人のうち3人は、2年ほどで5件に満たない。年間約50件審査してきた参与員もいるが、それでも柳瀬氏との差は歴然としている。

◆**認定率34.7%に達した後、割り振られる審査が半減** 参与員らが不可解さを感じる出来事も起きている。伊藤敬史弁護士は2021、22両年度で計49件審査し、難民認定や人道上配慮のための在留特別許可を出すべきだとの意見書を出したのは17件。認定率は34.7%と高かった。すると納得できる説明をされないまま、2022年度後半から割り振られる審査が半減したという。北村氏も同様だ。年2～3件、難民認定すべきだという意見を述べてきた。すると昨秋から審査の配分数が、月4件から1件に大きく減った。参与員の審査には、常設班とは別に、早期処理のための臨時の班もあるという。柳瀬氏がこの臨時班に関わっていた可能性があるが、北村氏は審査の正確性や公平性の観点から「スピーディーに処理する班を作る発想自体おかしい」と断じた。伊藤弁護士も「きちんと吟味するケースとしないケースをなぜ判断できるのか。そのこと自体を吟味する必要がある」と疑問を呈した。

◆**法曹、外交官OB、報道関係者など多彩な顔ぶれ** 参与員は大学の研究者や弁護士だけではない。検事や裁判官、外交官のOBや報道関係者など、さまざまな経歴の人たちがいる。審査前に入管庁から提供される同じ資料を見て面接に臨んでも、専門性によって解釈は変わる。一貫した審査基準はなく、結論にばらつきが出るのが実情だ。明治学院大の長谷部美佳准教授(社会学)は「法曹の人は概して聞き方も一文が短く、ゆっくり話さない。相手に配慮すれば、聞き出せる話が違ってくるのに」と本音を明かす。また、入管庁から送られてくる事前資料の「出身国情報」について国士舘大の鈴木江理子教授(社会学)は、「2次審査の任務を負うにはとても足りない」と内容の不十分さを訴える。

◆**「難民がない」を前提に国会審議が進む不条理** 柳瀬氏の発言をきっかけに、参与員制度への不信感が広まっている状況への懸念の声も上がった。先の伊藤弁護士は、「1人も取りこぼさない気持ちで向き合ってきた。いいかげんな制度と片付けられるのは違う」と強調した。会見の最後は、全国難民弁護団連

参与員の審査件数の違い

柳瀬房子 NPO法人名誉会長	2005～21年中 約2000件
	21年度 1378件(全体の20%)
	22年度 1231件(全体の25%)
鈴木江理子教授	21年5月～約2年で3件
小豆沢史絵弁護士	22年7月～約1年で4件
伊藤敬史弁護士	19、20両年度ゼロ。21年度32件、22年度は17件に半減
小川玲子教授	21年7月～22年秋まで1年余りで約50件
長谷部美佳准教授	21年5月～約2年で4件
北村泰三名誉教授	15～20年まで年約48件(月4件)。昨秋から月1件に減
北村聡子弁護士	15年5月～約2年で、年約48件

※数字は国会審議や記者会見から

絡会議代表の渡辺彰悟弁護士が締めくくった。「『難民がない』という話を前提に国会審議がされている。とても危険性を感じ怒りを覚える。不条理極まりなく、いかに歪ゆがんだ議論をしているか、皆さんに考えていただきたい」こうした声に柳瀬氏はどう応えるのか。

「こちら特報部」は「難民を助ける会」を通して取材を申し込んだが、「お断りしたい」とのことだった。なお同会は「参与員としての柳瀬の活動は当会とは一切関係なく、個人の資格で行っている」と一線を画している。◆**審査件数の偏り…入管庁の判断基準はつきりせず** 参与員制度は2005年に創設された。審査に第三者を入れ、透明性を増すのが名目だった。参与員は「人格が高潔で公正な判断ができ、法律や国際情勢に関して学識経験を有する者」とされ、法相が任命する。入管庁によると、日当は2万2300円だという。参与員によってなぜ審査件数に偏りがあるのか。入管庁の担当者は「事件の配分は、運用で入管庁が行っている」と説明したが、その判断基準ははつきりしなかった。今回の事態を専門家はどうみるのか。

NPO法人「ヒューマンライツ・ナウ」事務局長の小川隆太郎弁護士は「参与員制度は以前から問題があった」と話す。小川氏が付き添ったミャンマー人の不服審査の面接で、参与員が「あなたは難民にしては元気すぎる」と印象だけで語ったことを一例に挙げ、参与員としての専門性を疑問視する。「参与員は選任時に研修は受けるが、継続的トレーニングはない」審査担当者の偏りに関しては、「入管庁が恣意的に配分しており、参与員の審査に独立性がないことが表れている」と指摘する。◆**改善をしなければ「保護されるべき人が保護されない状況続く」** 入管難民法改正案は、難民認定申請で2回不認定となった人は本国に送還できる規定を設けている。小川氏は「まず、国際基準に沿った難民認定制度にすべきだ」と強調。「入管庁から独立した難民保護庁をつくり、専門性のある審査をするべきだ」とも主張した。元参与員で国際人権法が専門の明治学院大の阿部浩己教授は、柳瀬氏に偏った点に関し「入管は審査が滞留することを警戒し、処理に協力してくれる参与員に目安をつけていたのでは」と推測する。参与員になるには日本弁護士連合会などの推薦が必要だという。だが「推薦母体がいくつあるかは分からない」とも。阿部氏は現行制度について、参与員の資格基準を具体化するなどの改善をしなければ「保護されるべき人が保護されない状況が続く」と危惧する。そもそも参与員は意見書を出す、認定の判断権は法相が握る。「参与員の意見に拘束力はなく入管にとって好ましくない外国人は入れないという考えを担保する仕組みになっている」という問題にも言及した。◆**デスクメモ** 知見がある人だとしても、年間1000件以上、丁寧な審査をできるだろうか。しかも100人以上の参与員がいるのに、1人が全体の2割以上を担当するのはなぜだろう。不可解な面が多すぎる。難民認定は人の生死を左右する話だ。疑問だらけの法改正の前に、運用実態を明らかにすべきだ。」



2023年6月1日 文責：瀬尾和大